

みんなで投票、明るい選挙

1月25日(日)は

大洲市長選挙の投票日です

《投票できる人》

- ◆**年齢** 日本国民たる満20年以上の人（平成元年1月26日以前に生まれた人）
- ◆**住所** 引き続き3か月以上大洲市に住所を有し、大洲市選挙人名簿に登録されている人

《選挙の日程》

- ◆**投票日** 平成21年1月25日(日)
午前7時から午後8時まで
※一部閉鎖時刻の繰り上げあり

繰り上げをする投票所	投票所		閉じる時刻
	長浜	大洲市豊茂公民館 大洲市立戒川小学校へき地集会所	午後7時 午後7時
肱川	中津集会所	午後7時	
河辺	大洲市河辺老人福祉センター	午後7時	
	大洲市河辺農業構造改善センター	午後7時	
	大洲市河辺ふるさと生活館	午後7時	
	大洲市河辺地域活性化センター	午後7時	

- ◆**告示日** 平成21年1月18日(日)

◆立候補届出日および場所

平成21年1月18日(日)
午前8時30分から午後5時まで
大洲市役所2階大ホール

◆期日前投票

仕事や旅行などの理由で投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。
平成21年1月19日(月)から平成21年1月24日(土)
午前8時30分から午後8時まで
大洲市役所2階大ホール・大洲市長浜体育館1階会議室・大洲市役所肱川支所3階会議室・大洲市役所河辺支所2階会議室
※青島にお住まいの人は、青島コミュニティセンターでも投票できます。
(1月20日(火)悪天候時翌日)

◆選挙会(開票)の日時・場所

平成21年1月25日(日)午後9時30分から
大洲市役所2階大ホール

選挙に関するお問い合わせは、市選挙管理委員会へ。☎24-2111(内線333)

20歳になったら 国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損うような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。
20歳になったら、忘れずに国民年金加入手続きをしましょう。

○国民年金の加入者は次の3種類です。

第1号被保険者……

自営業、農業、漁業、学生など20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者……

厚生年金、共済組合に加入している人(会社員、公務員など)

第3号被保険者……

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

○20歳の前月に社会保険事務所から加入勧奨状(加入のおしらせ)が送付されます。第1号被保険者に該当する方は市役所国民年金窓口でお手続きください。

○毎月の保険料額は、14,410円です(平成20年度額)

○20歳になって、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」などの保険料免除制度を利用することができます。市役所国民年金窓口でお手続きください。

【質問・お問い合わせ先】

松山西社会保険事務所

☎089・925・5105

市役所市民課市民第4係

☎242111(内線111)

長浜支所市民福祉課

☎1111(内線29)

肱川支所市民福祉課

☎2311(内線223)

河辺支所市民福祉課

☎2111(内線152)

テレビについての大切なお知らせ

テレビについての大切なお知らせ

地デジは今までのテレビ放送と違う？

第3回

● **ハイビジョンが楽しめます**

16対9のワイド画面、ハイビジョンの高画質、CDなみの高音質で、まるでその場にいるかのような臨場感と迫力を楽しめます。

● **高齢者や障害のある方へのサービスが充実します**

● **字幕放送が楽しめます**
デジタル放送では、受信機の標準機能として字幕放送を楽しむことができます。また、番組によっては生放送も字幕付きで楽しむことができます。

● **解説放送も楽しめます**

ドラマなどの筋書きを音声で紹介する解説放送をステレオで楽しむことができます。

● **音声速度も変えられます**

受信機によっては声をゆっくりしたスピードで聞くことができます。

● **いつでも、ニュースや天気予報などの情報が見られます**

データ放送により、リモコンのボタンを押すだけでいつでもニュースや天気予報、そのほかの暮らしに役立つ情報などを見ることができます。

● **電子番組ガイド(EPG)で、録画予約も簡単にできます**

番組表がテレビ画面上で見られ、当日から1週間先までの番組情報が検索できます。また、放送時刻の変更があっても視聴予約や録画予約にすぐ対応します。

※これらのサービスをご利用いただくには、地デジ対応のテレビかチューナーなどの受信機が必要です。また、チューナーによっては地デジの機能が制限される場合がありますので、詳細は電気店・家電量販店などに相談してください。

● **準備はお早めに！**

現在、家庭用アンテナでアナログ放送が受信できているご家庭でも、電波の状況によっては、デジタル放送が映らない場合があります。スムーズに地デジに移行できるように、お早目の対応をお勧めします。

● **悪質商法にご注意を！**

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり、工事の勧誘を行うといった事が起きています。悪質商法には十分ご注意ください。

【地上デジタル放送に関するお問い合わせ先】

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
0570・07・0101
市役所企画調整課
02421111 (内線523)

寝たきり高齢者などの 障害者控除について

【障害者】

- 一、身体障害者(三〜六級)に準ずる障害がある人
- 二、知的障害者(軽度・中度)に準ずる障害がある人

【特別障害者】

- 三、身体障害者(一・二級)に準ずる障害がある人
- 四、知的障害者(重度)に準ずる障害がある人
- 五、寝たきり高齢者

身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、市で認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書で確定申告・住民税申告をする

と、所得控除(障害者控除)の対象となります。

■ **認定書交付対象者**

大洲市に住所を有する人で次の一〜五のいずれかの状態にあると市長が認定した者。

※一〜五に該当するかは、介護認定資料・医師の診断書などをもとに、市の認定基準表で判定します。

なお、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

※既に身体障害者手帳などで控除を受けている人および本人または扶養者が非課税で申告をする必要のない人は該当になりません。

【問い合わせ先】

市役所高齢福祉課高齢者福祉係
02421111 (内線171)

税金についてのお知らせ

平成21年度分 個人住民税申告相談会場の見直しについて

税務課では、効率の良い申告相談の実施体制を整えるため、平成21年2月の申告分から一部地区の会場を下記のとおり、他会場と統合させていただきます。

対象となる地区にお住まいの人にはご不便をおかけすることとなりますが、今後もより良いサービスを提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、申告相談日程の詳細につきましては、来月号の広報でお知らせしますので、ご確認ください。

統合対象地区		統合後の申告相談会場 (平成21年2月申告分から)
大洲	南久米	市役所
	三善	八多喜連絡所
長浜	喜多灘	長浜体育館
	沖浦	大和公民館
	豊茂	櫛生福祉センター
肱川	出子	肱川公民館
	岩谷	
	正山	
	大谷	

【問い合わせ先】

市役所税務課市民税係
☎24-2111 (内線129、130、131)

住宅ローン控除の申告を忘れずに！

平成20年度の税制改正により個人住民税に住宅ローン控除が創設されましたが、控除を受けるためには**毎年申告**が必要となります。

平成20年分の所得税で控除しきれない額がある場合は、**平成21年3月16日**までに、「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付し 市役所・支所 へ提出
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書とあわせて 税務署 へ提出

※大洲市公式ホームページに掲載している申告書作成ツールにて、申告書を簡単に作成することができますので、ご活用ください。

※平成19年以降に入居した人は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

この措置は平成28年度の住民税まで適用されます。

- 耐用年数が1年未満のもの
- 取得価格が20万円未満で3年以内に一括均等償却するもの(平成元年3月31日以前の取得については10万円未満のもの)
- 取得価格が10万円未満で一時損金に算入されたもの(ただし、少額多量資産については、申告が必要)
- 鉱業権、特許権、営業権、商業権などの無形減価償却資産
- 自動車税および軽自動車税の課税対象となる車両など

【附帯設備について】

家屋の所有者以外の

人が取り付けた附帯設備は、取り付けた人が納税義務者になります。
【申告書の提出について】
 該当する償却資産を平成21年1月1日現在所有している個人または法人は、申告書に必要事項を記載して、市役所税務課または各支所総務商工課まで提出してください。
【注】耐用年数が変更された資産について】
 平成20年度の税制改正によって、機械及び装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。変更後の耐用年数については、平成21年度に課税される償却資産すべてに適用されます。よって、既存資産においても耐用年数が変更となる資産については申告が必要になります。
【提出期限】
 平成21年2月2日(月)
【問い合わせ先】
 市役所税務課固定資産税係
 ☎24-2111
 (内線126・127・128)

今年も償却資産の申告の時期になりました。対象となる償却資産、申告の方法などは次のとおりです。

償却資産の申告について

資産種類	課税の対象となる資産(例)
構築物	構内舗装、門、塀、フェンス、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔)など
	建築設備、内装・内部造作など
機械および装置	各種製造加工設備、電気通信事業用設備、建設機械、印刷機械、立体駐車場設備など
船舶・航空機	ボート、遊漁船、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト、構内運搬車など
工具・器具および備品	切削工具、測定工具、金型、陳列ケース、机、椅子、ロッカー、事務機器、医療機器、厨房用品、娯楽用器具、自動販売機など

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

シリーズ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

No.15

1 医療費の自己負担について、平成21年1月から一部改正されることになりましたので、ご紹介します。

① 75歳到達月における自己負担限度額の特例措置

現行制度では、75歳の誕生日をもって後期高齢者医療の被保険者となります。また、高額療養費（医療費における自己負担限度額）は保険者ごとに月単位で計算されます。75歳の到達月には、誕生日前日までの医療保険制度で自己負担限度額まで負担し、誕生日以降さらに後期高齢者医療でも自己負担限度額まで負担するという、結果として、自己負担額が2倍となる場合が生じてきました。平成21年1月から、75歳到達月のそれぞれの自己負担額を2分の1にすることで調整が図られることとなります。

なお、平成20年4月から12月の診療分についても、既に支給された高額療養費との差額が支給される方向で、厚生労働省と関係機関の調整が行

われています。
② 現役並み所得者の判定について

現役並み所得者の医療費一部負担は3割（一般、低所得者は1割）とされ、対象者は、課税所得145万円以上で、かつ、収入が被保険者単身世帯で383万円以上、被保険者複数世帯で520万円以上とされています。複数世帯の場合で、旧老人保健法では、70〜74歳の同一世帯者もこの判定に加えられていたため、後期高齢者医療制度に移行して、かえって医療費の窓口負担が1割から3割に増えた人がいました。例えば、年金収入のみの世帯で、年額400万円の76歳の夫と年額100万円の73歳の妻の場合です。平成21年1月から、この点が旧老人保健法に則して改正されることになりました。

2 年金天引きから口座振替へ納付方法の変更ができます。

保険料の納付方法について、発足当初は原則として年金天引きによることとされ、平成20年

10月分からは一定の条件で（国民健康保険税を確実に納めていたかまたは年金年額が180万円未満の人で世帯主か配偶者が代わって納付する場合）、年金天引きから口座振替へ納付方法の変更ができることとされました。

平成21年4月分からは、前記の条件が撤廃されます。口座振替で確実に納付が見込まれる場合は、年金天引きから口座振替へ（本人、世帯主または配偶者の口座に限り）、納付方法の変更が可能となります。ご希望の人は、保険証、通帳、通帳の登録印鑑をご持参の上、市保険環境課または各支所市民福祉課で申請してください。また、4月分からの変更を希望される場合、平成21年1月31日までに手続が必要です。それ以降に手続をされた場合は6月分以降からとなりますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
松山市北条辻6番地

（松山市役所北条支所2階）
☎089・911・7733

市役所保険環境課高齢者医療係
☎24・2111（内線155）

定額給付金の給付をよそおった

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

気をつけて!

このたび、与党において決定された「定額給付金」については、今のところ住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第お知らせしますので、「振り込め詐欺」などに十分注意してください。

- 市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対に出来ません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様への世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談電話（#9110）にご連絡ください。

【問い合わせ先】

市役所企画調整課
☎24-2111（内線522・525）